



2022年5月19日

「LT会」会報第22-7号（総232号）

LTグループ

最新の「六税両費」減免政策、増値税期末留保税額還付政策のポイント

今年3月、「六税両費」^{注1}減免政策（財税[2019]13号公告）の適用対象範囲を拡大するとともに、増値税期末留保税額（仕入増値税控除額の残額）還付の実施を進めるなど、企業に対する税制優遇策が財政部と税務総局より二つの公告として発表されました。

1. 2022年3月1日付の『小規模・零細企業に対する「六税両費」減免政策の更なる推進に関する公告』【財政部 税務総局公告2022年第10号】（以下「財税[2022]10号公告」という）。

2. 2022年3月21日付の『増値税期末留保税額還付政策実施の更なる推進に関する公告』【財政部 税務総局公告2022年第14号】（以下「財税[2022]14号公告」という）。

本会報では、実務上のご参考として上記二つの公告のポイントを解説します。

一、財税[2022]10号公告の内容概要

本公告の根拠となっている「六税両費」新減免政策の施行期間は2022年1月1日から2024年12月31日までである。財税[2019]13号公告の第三条と比較してみると、今回の公告による主な変更点は①適用対象範囲の拡大 ②減免幅の継続 ③小型薄利企業の判定方法の細分化 ④申告手続きの簡素化、という4点から構成されており、具体的には下表に示すとおりである。

| 項番 | 主な変更点 | 財税[2019]13号公告 | 財税[2022]10号公告 |
|----|-----------|--|---|
| 1 | 適用対象範囲の拡大 | 小規模納税企業 | 対象企業継続： 小規模納税企業 新規対象企業： 小型薄利企業、個人事業主 |
| 2 | 減免幅の継続 | <p>① 省、自治区、直轄市人民政府は現地の実状やマクロ調整の必要に応じて決定し、税額の50%の範囲内で「六税両費」を減免する。</p> <p>② 既に「六税両費」に関するその他優遇税制を受けている場合も、上記①の減免政策を享受できる。</p> | <p>措置継続：財税[2019]13号の減免幅（上海市や江蘇省は2019年のように、依然として50%の減免幅を採用している。）</p> <p>事例説明：</p> <p>① 上海市のある納税企業が4月に納付予定の印紙税が1200元、都市維持建設税が350元、教育費附加が150元、地方教育費附加が100元とし、当該企業が「六税両費」新減免政策の適用対象である場合には、その減免額は900元〔$(1200+350+150+100) \times 50\%$〕となる。</p> <p>② 「六税両費」新減免政策の適用対象範囲に属する他地域の企業も上記のように、所在地域の減免幅に応じて相応の減免額を計算できる。</p> |

^{注1} 「六税両費」の「六税」とは、資源税、都市維持建設税、不動産税、城鎮土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を除く）及び耕地占用税をいい、「両費」とは、教育費附加及び地方教育費附加をいう。

| | | | |
|---|-----------------|---------------------------------|---|
| 3 | 小型薄利企業の判定方法の細分化 | 言及なし | <p>新规定：小型薄利企業の判定基準は以下のとおりである。</p> <p>① 「六税両費」減免政策が適用される小型薄利企業の判定は企業所得税年度確定申告の結果を基準とする。</p> <p>② 増値税一般納税企業として登記された新設企業で、国の制限・禁止業種に従事しておらず、且つ申告期間の前月末の従業員数が300人以下、資産総額が5000万元以下という二つの条件を満たす場合、初回の確定申告を行う前に、小型薄利企業として「六税両費」減免政策の享受を申告できる。</p> <p>③ 増値税一般納税企業として登記され、規定に従って確定申告し、小型薄利企業と判定した場合、確定申告をする当年度の7月1日から翌年度の6月30日までに「六税両費」減免政策の享受を申告できる。</p> |
| 4 | 申告手続きの簡素化 | 自己申告方式を実施し、納税企業は別途書類を提出する必要はない。 | <p>手続き継続：自己申告方式を実施し、納税企業は別途書類を提出する必要はない。</p> <p>新规定：「財産及び行為税^{注2}減免税明細申告添付表」等の4つの申告表を修正し、優遇措置の便宜を強化した。</p> |

二. 財税[2022]14号公告の内容に関する Q&A

1. 新たに発表された留保税額還付政策の主な内容は何か？

(1) 第一に小規模・零細企業向けの留保税額還付政策、即ち2022年においてはすべての業種で条件を満たしている小規模・零細企業に対し、留保税額を一括還付し、月ごとに増加分の留保税額を還付することになる。

(2) 第二に製造業等の該当業種の企業向けの留保税額還付政策、即ち「製造業」、「科学研究及び技術サービス業」、「電力・熱力・ガス・水の生産・供給業」、「交通運輸・物流倉庫・郵政事業」、「ソフトウェア・情報技術サービス業」、「生態保護及び環境対策業」という六つの業種における条件を満たしている企業に対しては、残存する留保税額を一括還付し、月ごとに増加分の留保税額を全額還付することになる。

2. 公告に定める小規模・零細企業とは何か？

公告に定める小規模企業・零細企業は、『中小企業区分基準規定』（工信部聯企業[2011]300号）及び『金融業企業区分基準規定』（銀発[2015]309号）の営業収入指標、資産総額指標により決定される。

上記規定に列記される企業の内、営業収入指標や資産総額指標を採用又は明記していない業種の企業ならば、零細企業の判定基準は増値税販売額（年）100万元以下（100万元を除く）とし、小規模企業の判断基準は増値税販売額（年）2000万元以下（2000万元を除く）とする。

3. 公告に定める「製造業等の該当業種の企業」とは何か？

公告の規定によれば、製造業等の該当業種の納税企業とは、『国民经济業種分類』に規定されている「製造業」、「科学研究及び技術サービス業」、「電力・熱力・ガス・水の生産・供給業」、「交通運輸・

^{注2} 行為税とは、納税者の特定行為を対象に徴収する税種のことであり、都市維持建設税、固定資産投資方向調節税、印紙税、耕地占用税などが含まれる。



SUPPORTING CHINA BUSINESS

物流倉庫・郵政事業」、「ソフトウェア・情報技術サービス業」、「生態保護及び環境対策業」の業務に従事することで発生した増値税販売額が増値税販売額全体の50%を上回る納税企業をいう。

ただし、一納税企業が上記の複数の事業に従事している場合、関連事業の増値税販売額を集計して計算したその増値税販売額全体を占める割合で、製造業等の該当業種の納税企業であるかどうかを確定する。

事例説明：ある納税企業が2021年5月～2022年4月において増値税販売額1000万元（生産設備販売額300万元、交通運輸サービス販売額300万元、建築サービス販売額400万元）を取得したとすれば、当該納税企業の2021年5月～2022年4月における製造業等の該当業種の販売額の割合は60% [= (300+300) / 1000] となる。したがって、当該納税企業は当期において製造業等の該当業種の納税企業となる。

4. 納税企業が還付申請した残存する留保税額はどのように確定するか？

公告に定める残存する留保税額は次のとおりにより確定する。

(1) 納税企業が残存する留保税額の一括還付を受ける前に、当期期末留保税額が2019年3月31日の期末留保税額と等しいかそれより大きい場合、残存する留保税額は2019年3月31日の期末留保税額とする。当期期末留保税額が2019年3月31日の期末留保税額より小さい場合、残存する留保税額は当期期末留保税額とする。

(2) 納税企業が残存する留保税額の一括還付を受けた後は、その残存する留保税額がゼロとなる。

事例説明：ある零細企業の2019年3月31日における期末留保税額が100万元であり、2022年4月に残存する留保税額の一括還付を申請する時、当期期末の留保税額が120万元である場合、当該納税企業の残存する留保税額は100万元となる。当期期末の留保税額が80万元である場合、当該納税企業の残存する留保税額は80万元となる。当該納税企業は4月に残存する留保税額の還付を受けた後は、その残存する留保税額はゼロとなる。

5. 納税企業が還付申請した増加分の留保税額はどのように確定するか？

公告に定める増加分の留保税額は次のとおりにより確定する。

(1) 納税企業が残存する留保税額の一括還付を受ける前の増加分の留保税額は、2019年3月31日の分に比べて当期期末留保税額における新たに増えた留保税額とする。

(2) 納税企業が残存する留保税額の一括還付を受けた後の増加分の留保税額は、当期期末の留保税額とする。

事例説明：ある納税企業の2019年3月31日における期末留保税額が100万元、2022年7月31日の期末留保税額が120万元であり、8月の納税申告時に増加分の留保税額の還付申請をする際、その前に残存する留保税額の一括還付を受けていない場合は、当該納税企業の増加分の留保税額は20万元 [= 120 - 100] となる。その前に残存する留保税額の一括還付を受けた場合は、増加分の留保税額は120万元となる。

6. 残存する留保税額の還付申請ができる時期はいつか？

公告の規定によると、条件を満たしている小規模・零細企業や製造業等の該当業種の企業が残存する留保税額の還付申請をする時期は次のとおりである。

(1) 零細企業は、2022年4月の納税申告開始日より所轄税務機関へ残存する留保税額の一括還付を申請することができる。

(2) 小規模企業は、2022年5月の納税申告開始日より所轄税務機関へ残存する留保税額の一括還付を申請することができる。

(3) 製造業等の該当業種の中型企業は、2022年7月の納税申告開始日より所轄税務機関へ残存する留保税額の一括還付を申請することができる。

(4) 製造業等の該当業種の大型企業は、2022年10月の納税申告開始日より所轄税務機関へ残存する留保税額の一括還付を申請することができる。

ただし、上記時期は残存する留保税額の一括還付を申請する開始時期であり、当該期間に申請できなかった場合、その後の納税申告期間においても規定により申請することが可能である。

以上